



Press Release

報道関係者各位

令和7年12月24日

吉原伝統的建造物群保存地区保存活用計画(案)に関する パブリックコメントの実施について

本市では、舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、吉原地区の伝統的建造物や環境物件の決定や保存整備計画の基本方針、および修理・修景等保存修理の基準など、歴史的景観の保存と活用に関する基本事項を定めるため、吉原伝統的建造物群保存地区保存活用計画（案）の策定を進めています。

このたび、パブリック・コメント手続制度に基づき、下記のとおり、当該実施計画(案)に対するご意見を募集します。

1. 募集期間

令和8年1月29日（木）～令和8年2月27日（金）

2. 公表場所

市役所文化振興課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、中・西・南公民館、大浦・城南会館、まなびあむ、東・西図書館で閲覧可。※市ホームページにも掲載。

3. 意見提出方法

意見書（様式は自由）に、住所、氏名、電話番号を記入し、「吉原伝統的建造物群保存地区保存活用計画(案)に関する意見」と明記し、次のいずれかの方法により提出してください。

※匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

・郵送 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044 舞鶴市生涯学習部文化振興課

・Fax 0773-62-9891

・電子メール 市ホームページ問い合わせフォームにご意見を入力してください。

・持参 市役所生涯学習部文化振興課（舞鶴市役所本館2階）

4. 提出された意見の取扱い

① 提出された意見などを考慮し、計画の最終案を作成します。

② 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を取りまとめ、公表します。（氏名などは公表しません）。

③ 意見をいただいた方への個別回答は行いませんのでご了承ください。

5. 問合せ先

舞鶴市役所文化振興課 電話:0773-66-1019（直通）

舞鶴市 生涯学習部 文化振興課（担当）神村

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

TEL:0773-66-1019 FAX:0773-62-9891

E-mail:bunka@city.maizuru.lg.jp